

令和6年4月5日

瀬戸内市消防本部 総務課	
担当者	課長 長島巧幸
電話番号	0869-22-1334（直通）

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を決定したのでお知らせします。

記

（１）被処分職員の所属部局、格付、年齢、性別

瀬戸内市消防本部、主査級、30代、男性

（２）処分内容

戒告

（３）処分年月日

令和6年4月5日

（４）処分に至った事実の概要

令和6年2月、被処分職員は現場活動中、同僚職員への指導に際し顔面に平手打ちをし、身体的な苦痛を与えたもの。

（５）消防長からのコメント

この度は、消防行政に対する信頼を失墜させる事案が発生したことにつきまして、深くお詫び申し上げます。今後、このような事案が起こらぬよう、再発防止に向け職員の意識改革に努めてまいります。